

平成 28 年 8 月 16 日
原子力安全対策課
(2 8 - 0 7)
< 15 時 資 料 配 付 >

**敦賀発電所、美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所の
原子炉設置変更許可申請について**

このことについて、日本原子力発電株式会社および関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

本年 5 月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が成立し、今後、使用済燃料の再処理等の実施の業務を行う認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されることから、「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、本日、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可申請を行った。

問い合わせ先（担当：有房） 内線 2352・直通 0776(20)0314
--

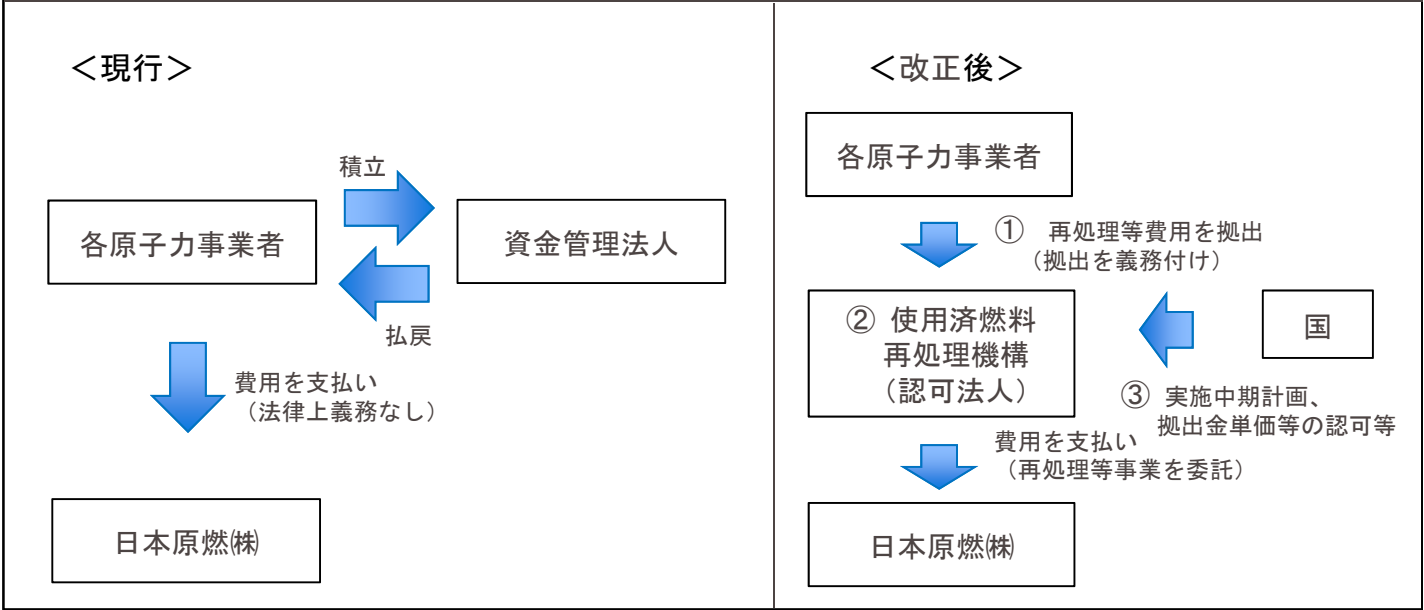
原子炉設置変更許可申請の概要

○対象プラント

- 敦賀発電所 1、2号機
- 美浜発電所 1、2、3号機
- 大飯発電所 1、2、3、4号機
- 高浜発電所 1、2、3、4号機

○原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（改正後）の概要

- ① 事業に必要な資金の安定的確保（拠出金制度の創設）
- ② 再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制の整備（認可法人制度の創設）
- ③ 再処理等事業全体のガバナンス（統治）を強化（認可法人の運営への国の一定の関与等）



○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更（高浜発電所 3、4号機の記載）

分野	現行	変更後
使用済燃料の処分の方法	使用済燃料は、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。 再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。 海外において、再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に委託することとし、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	使用済燃料は、<u>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下、「再処理等拠出金法」という。）</u>に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。 <u>ただし、使用済燃料再処理等積立金及使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成27年2月12日付けで許可を受けた記載を適用する。</u> 海外において、再処理が行われる場合は、<u>再処理等拠出金法</u>の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。 海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。